

総行行第542号
国不入企第33号
令和6年12月16日

各都道府県担当部局長 殿
（市区町村担当課、財政担当課、契約担当課扱い）
各都道府県議会事務局長 殿
各指定都市担当部局長 殿
（財政担当課、契約担当課扱い）
各指定都市議会事務局長 殿

総務省自治行政局行政課長

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針
の変更について（通知）

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）は、令和6年12月13日に閣議決定により変更されたところです（別添の関係資料を参照。）。

基本方針は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する特殊法人等をいう。）及び地方公共団体の全ての公共工事の発注者が講ずべき措置その他の施策を明らかにしたものです。

基本方針に定める措置については、法第9条第3項の規定に基づき、地方公共団体の自主性に配慮して定められたものであり、地方公共団体の長は、法第10条の規定により、基本方針に定めるところに従い、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。

つきましては、貴職におかれても、法及び基本方針の趣旨を十分御理解いただき、

公共工事の品質確保の促進について、適切に対応されるようお願いいたします。

また、各都道府県におかれては、貴都道府県内の市町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、この旨を周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。